

小規模作業所（身体、知的、精神）

1. 事業の内容

就労の機会が得難い在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助。（1か所定員概ね5名以上、原則毎週4日以上利用できる事業）

2. 予算額の推移

（単位：千円）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	16年度(案)
知的障害者	960,300	1,026,300 (+66,000)	1,026,300 (±0)	1,026,300 (±0)	924,000 (▲102,300)	831,600 (▲92,400)
身体障害者	1,003,200	1,069,200 (+66,000)	1,069,200 (±0)	1,069,200 (±0)	962,500 (▲106,700)	865,700 (▲96,800)
精神障害者	891,000	968,000 (+77,000)	968,000 (±0)	968,000 (±0)	871,200 (▲96,800)	783,200 (▲88,000)
計	2,854,500	3,063,500 (+209,000)	3,063,500 (±0)	3,063,500 (±0)	2,757,700 (▲305,800)	2,480,500 (▲277,200)

3. 1か所当たり単価

（単位：千円）

～平成63年度	～平成2年度	～平成5年度	～平成7年度	平成8年度～
700	800	900	1,000	1,100

4. 補助箇所数等の状況

事業名	知的障害者 通所援護事業	在宅重度障害者 通所援護事業	精神障害者小規模作 業所運営助成事業	計	
創設年度	昭和52年度	昭和62年度	昭和62年度		
補助団体	(福)全日本手をつなぐ育成会	(福)日本身体障害者団体連合会	(福)全国精神障害者社会復帰施設協会		
補助箇所数	平成11年度	873か所(57増)	912か所(57増)	810か所(62増)	2,595か所(176増)
	平成12年度	933か所(60増)	972か所(60増)	880か所(70増)	2,785か所(190増)
	平成13年度	933か所(0)	972か所(0)	880か所(0)	2,785か所(0)
	平成14年度	933か所(0)	972か所(0)	880か所(0)	2,785か所(0)
	平成15年度	840か所(93減)	875か所(97減)	792か所(88減)	2,507か所(278減)
	16年度(案)	756か所(84減)	787か所(88減)	712か所(80減)	2,255か所(252減)

※平成15年度、平成16年度(案)においては、それぞれ平成14年8月7日、平成15年8月1日付閣議了解に基づき、1割削減を行っている。

(参考)

平成15年8月現在の小規模作業所数（きょうされん調べ）

知的障害者 2,685か所

身体障害者 1,591か所

精神障害者 1,749か所 合計 6,025か所

5. 補助根拠 …………… 予算補助

6. 補助率 …………… 定額

身体障害者福祉ホーム

1 事業概要

家庭では日常生活を営むのに支障のある身体障害者(常時の介護を必要とする者を除く)が、自活できるよう、居室や設備に配慮した施設(身体障害者福祉ホーム、定員5名以上)に運営費の補助を行う。

2 1か所当たり事業費

(管理人1人分の人件費、人当庁費、補修費、非常勤介護職員1人分の賃金)

3, 8 6 0 千円

3 実施か所数 (15年度) 54か所 → (16年度) 58か所(4か所増)

4 創設年度 昭和62年度

5 根 拠 身体障害者福祉法第30条の2
平成15年3月12日厚生省令第21号「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」

6 補助根拠 予算補助

7 設置経営主体 地方公共団体又は社会福祉法人

8 補助率(負担割合) 1/2(国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2)

9 予算額 (15年度予算) (16年度予算案)
105,921千円 → 108,080千円 (+2,159千円)

知的障害者福祉ホーム

1. 事業の内容

知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ社会参加の助長を図る。

2. 1か所当たり事業費（管理人1人分の人件費、人当庁費、補修費）

2,713千円

3. 実施か所数 87か所(15年度) → 93か所 (6か所増)(16年度)

4. 創設年度 昭和54年度

5. 根拠 知的障害者福祉法第21条の9 平成15年3月12日厚生労働省令第22号「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」

6. 補助根拠 予算補助

7. 設置経営主体 地方公共団体又は社会福祉法人

8. 補助率（負担割合）

1/2（国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2）

9. 予算額 (15年度予算) (16年度予算案) 120,316千円 → 122,091千円 (+1,775千円)

精神障害者福祉ホーム(A型/B型)

1. 事業の趣旨

A型 一定程度の自活能力のある精神障害者で、家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難な者に対し、生活を営むための施設を提供する。

B型 長期入院の解消の第一歩として、病状が良くなりながらも就労の力がないため、社会復帰、家庭復帰が果たせずにいる者を、まず精神病院から退院させ、自活していく道の手をつけるための施設を提供する。

2. 事業創設年度

A型 昭和 63 年度

B型 平成 11 年度

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

(間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人)

4. 国庫補助率・負担割合

1 / 2 (Total : 国 1 / 2、都道府県・政令指定都市 1 / 2)

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
A 型	101	109	119	119	125	132
B 型	—	5	10	25	46	77

6. 平成 15 年度予算額

A型 194,964 千円

B型 584,467 千円

7. 施設基準

A型 居室 (収納設備等除き 1 人あたり 6.6 m²以上)、集会室兼娛樂室、調理室、浴室、洗面所、便所、管理人室

B型 居室 (収納設備等除き 1 人あたり 8 m²以上)、相談・指導室、調理室、浴室、洗面所、便所、管理人室、事務室

8. 人員配置基準

A型 管理人 1 名以上、医師 1 名以上

B型 管理人 1 名、指導員 3 名 (うち 1 名は精神保健福祉士)

9. その他

A型 ○ 利用期間は原則として 2 年以内。

○ 1 人あたり建物面積は原則として 23.3 m²以上。

B型

- 定員は10名以上。
- 利用期間は原則として5年以内。
- 1人あたり建物面積は原則として23.3㎡以上。
- 定員はおおむね20名。

知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業（支援費）

1 事業概要

一般の住宅地の中のアパート、マンション等で、一定の経済的負担（家賃等）をして共同生活を営む4人以上7人以下の知的障害者に対し、食事の提供、相談等を行う世話人を配置する。

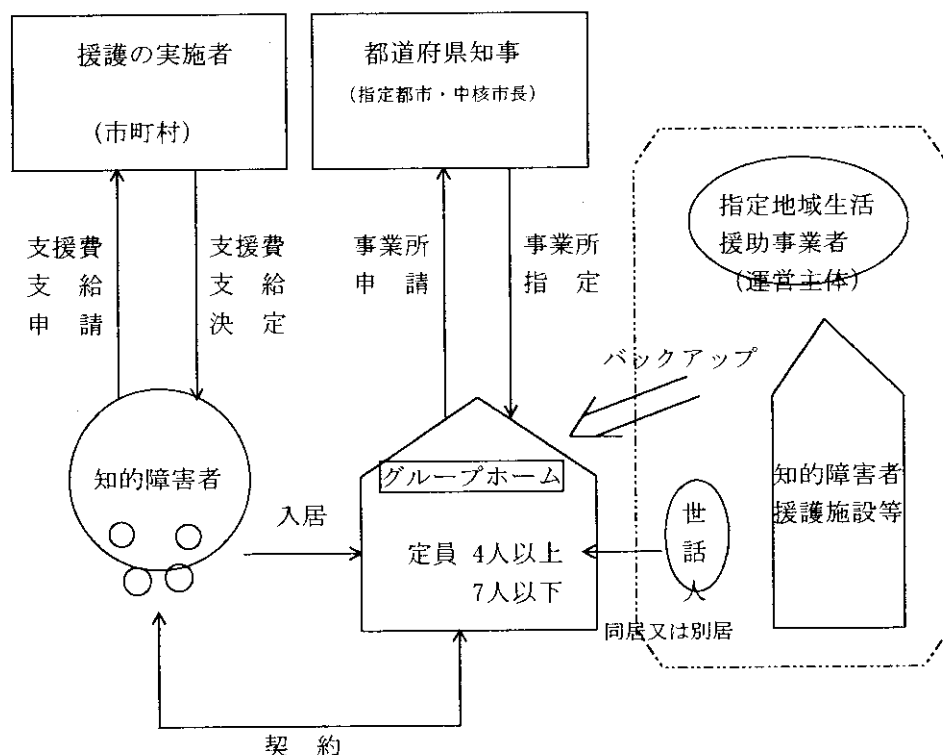
2 基準単価（丙地）

定員4人の場合	区分1（重度）	131,470円
	区分2（重度以外）	65,730円

3 創設年度 平成元年度

4 実施主体 市町村

5 指定事業者 知的障害者援護施設、知的障害者通勤寮等の施設を経営する地方公共団体及び社会福祉法人等



6 補助率（負担割合） 1 / 2（国1/2、指定都市・中核市1/2）
（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

7 予算額 (15年度予算) (16年度予算案)
6,754,929千円 → 8,611,612千円 (+1,856,683千円)
※ 15年度予算は11ヶ月分の計上（12/12月分の場合 7,369,015千円）

精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)

1. 事業の趣旨

地域において共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話、日常生活面における相談、指導等の援助を行うことにより、精神障害者の自立を助長することを目的とする。

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、平成 14 年度から精神障害者居宅生活支援事業の 1 つとして市町村において実施されている。

2. 事業創設年度

平成 4 年度

3. 事業実施主体・補助先

市町村 (運営主体：社会福祉法人、非営利法人等)

4. 国庫補助率・負担割合

都道府県 2 / 3、政令指定都市 1 / 2

(Total : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4 (政令指定都市 1 / 2)、市町村 1 / 4)

5. 箇所数

年 度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
箇 所 数	220	430	540	576	662	795	858	950	1,105
人 数	1,210	2,365	2,970	3,168	3,641	4,373	4,719	5,225	6,078

6. 平成 15 年度予算額

1,798,940 千円

7. 人員配置基準

世話人 1 名以上

知的障害者通勤寮

1. 概要

就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設

2. 事業実施主体

市町村

3. 負担割合

(援護の実施者が市(又は福祉事務所を設置する町村))

国1/2、市1/2

(援護の実施者が町村)

国1/2、県1/4、町村1/4

4. 平成15年度予算額

知的障害者施設支援費 194,463,801 千円

5. 施設基準

居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、娯楽室、相談・指導室

6. 人員配置基準

医師、生活支援員 等

知的障害児施設

目的

知的障害児施設は、知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

(児童福祉法第四十二条)

措置権者 都道府県・指定都市

費用の負担区分

費用総額		
保護者等負担 (費用徴収)	公費負担(措置費)	
	国	都道府県
負担能力に応じて徴収	1/2	1/2

施設数等

施設数	定員数	在所者数
266か所	13,968人	11,618人

(出典) 社会福祉施設等調査報告(平成14年10月1日現在)

施設基準

居室、調理室、浴室、便所 等

人員配置基準

児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士、調理員

精神障害者生活訓練施設(援護寮)

1. 事業の趣旨

回復途上にある精神障害者に一定期間利用させ、生活の場を与えるとともに、医学的専門知識を持った職員により生活指導等を行う。

2. 事業創設年度

昭和 46 年度

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

(間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人)

4. 国庫補助率・負担割合

1 / 2 (Total : 国 1 / 2、都道府県・政令指定都市 1 / 2)

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
箇所数	155	176	206	231	253	272

6. 平成 15 年度予算額

6,285,861 千円

7. 施設基準

居室 (収納設備等除き 1 人あたり 4.4 m²以上)、相談室、静養室、食堂、調理場、集会室兼娛樂室

8. 人員配置基準

施設長 1 名、精神保健福祉士 (1 名以上) 又は精神障害者社会復帰指導員 4 名以上、医師 1 名以上

9. その他

- 利用期間は原則として 2 年以内。
- 1 人あたり建物面積 14.9 m²以上。
- 定員は 20 名以上。

重症心身障害児施設

目的

重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。(児童福祉法第四十三条の四)

措置権者 都道府県・指定都市

費用の負担区分

費用総額		
保護者等負担 (費用徴収)	公費負担(措置費)	
	国	都道府県
負担能力に応じて徴収	1/2	1/2

施設数等

施設数	定員数	在所者数
101か所	9,838人	9,582人

(出典) 社会福祉施設等調査報告(平成14年10月1日現在)

施設基準

医療法に規定する病院として必要な設備、観察室、訓練室、看護師詰所、浴室

人員配置基準

医療法に規定する病院として必要な職員、児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員、理学療法士又は作業療法士

肢体不自由児施設

目的

肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

(児童福祉法第四十三条の三)

措置権者 都道府県・指定都市

費用の負担区分

費用総額		
保護者等負担 (費用徴収)	公費負担(措置費)	
	国	都道府県
負担能力に応じて徴収	1/2	1/2

施設数等

施設数	定員数	在所者数
66か所	5,969人	3,801人

(出典) 社会福祉施設等調査報告(平成14年10月1日現在)

施設基準

医療法に規定する病院として必要な設備、ギブス室、訓練室、屋外訓練場、講堂、図書室等

人員配置基準

医療法に規定する病院として必要な職員、児童指導員、保育士、理学療法士又は作業療法士

身体障害者、知的障害者、障害児短期入所事業（支援費）

1 事業概要

障害者等の介護を行う家族等が、疾病等を理由に居宅において介護ができなくなった場合に、一時的に身体障害者更生援護施設等に保護する事業。

2 基準単価	(1) 身体障害者	(2) 障害児及び知的障害者
(丙地)	・区分1（重度）8,020円	・区分1（重度）7,960円
	・区分2（中度）7,220円	・区分2（中度）7,220円
	・区分3（軽度）6,860円	・区分3（軽度）4,550円
	・遷延性意識障害者等 14,360円	・遷延性意識障害児等 14,360円
	・送迎加算 1,860円	・重症心身障害児（者）20,310円
		・送迎加算 1,860円

3 創設年度	身体障害者	昭和53年
	障害児及び知的障害者	昭和51年

4 実施主体	身体障害者	市町村
	障害児	市町村
	知的障害者	市町村

5 補助率（負担割合）	1 / 2（国1/2、指定都市・中核市1/2）
	（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

6 予算額	(15年度予算)	(16年度予算案)
	4,042,406千円	→ 4,473,808千円 (+431,402千円)

※ 15年度予算は11ヶ月分の計上（12/12月分の場合 4,409,901千円）

精神障害者短期入所事業(ショートステイ)

1. 事業の趣旨

精神障害者の介護等を行う者の疾病等の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、精神障害者生活訓練施設等において介護等のサービスを提供することにより、精神障害者及びその家族の福祉の向上を図るものである。

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、平成 14 年度から精神障害者居宅生活支援事業の 1 つとして市町村において実施されている。

2. 事業創設年度

平成 6 年度

3. 事業実施主体・補助先

市町村（運営主体：精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設等）

4. 国庫補助率・負担割合

都道府県 2 / 3、政令指定都市 1 / 2

(Total : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4 (政令指定都市 1 / 2)、市町村 1 / 4)

5. 箇所数

年 度	14 年度
実施市町村数	419

6. 平成 15 年度予算額

141,181 千円

7. 施設基準

居室

8. その他

○ 利用期間は原則として 7 日以内。

補装具給付事業の概要

1 制度の概要

身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ること及び身体障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代償する用具（補装具）について、交付又は修理を行うもの。

2 対象者 補装具を必要とする身体障害者、身体障害児

3. 実施主体 市町村

4. 申請方法等

身体障害者 …… 市町村長に申請し、身体障害者更生相談所の判定を経て、補装具の交付（修理）を受ける。

身体障害児 …… 市町村長に申請し、指定育成医療機関又は保健所の判定を経て、補装具の交付（修理）を受ける。

5. 費用負担

(1) 公費負担

給付に要する額から(2)の本人負担を差し引いた額について、以下の割合により負担。

身体障害者 …… 国 5 / 10、市又は福祉事務所設置町村 5 / 10、
国 5 / 10、県 1 / 4、福祉事務所未設置町村 1 / 4

身体障害児 …… 国 1 / 2、市又は福祉事務所設置町村 1 / 2
国 1 / 2、県 1 / 4、福祉事務所未設置町村 1 / 4

(2) 本人負担

身体障害者（児）本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、給付に要する費用の全部又は一部を徴収。生活保護世帯は無料。

【参考】

- | | | |
|---------|---------|----------------------|
| 1. 創設年度 | [身体障害者] | 昭和25年度 |
| | [身体障害児] | 昭和26年度 |
| 2. 給付根拠 | [身体障害者] | 身体障害者福祉法第20条第1項 |
| | [身体障害児] | 児童福祉法第21条の6第1項 |
| 3. 補助根拠 | [身体障害者] | 身体障害者福祉法第37条の2第1項第3号 |
| | [身体障害児] | 児童福祉法第53条 |

身体障害者(児)に対する補装具の給付品目一覧

(平成15年度)

義肢	義手足	(車いす)	手動リフト式普通型 前方大車輪型 リクライニング式前方大車輪型 片手駆動型 リクライニング式片手駆動型 レバー駆動型 手押し型 リクライニング式手押し型
装具	上肢装具 下肢装具 体幹装具 靴型装具		
座位保持装置	平面形状型 モールド型 シート張り調節型	電動車いす	普通型(4.5km/h) 普通型(6.0km/h) 手動兼用型(切替式) 手動兼用型(アシスト式) リクライニング式普通型 電動リクライニング式普通型 電動リフト式普通型
盲人安全つえ	普通用 携帯用		
義眼	普通義眼 特殊義眼 コンタクト義眼	歩行器	四輪型(腰掛つき) 四輪型(腰掛なし) 三輪型 二輪型 固定型 交互型
眼鏡	色めがね 矯正眼鏡 遮光眼鏡 コンタクトレンズ 弱視眼鏡		
点字器	標準型 携帯用	頭部保護帽	
補聴器	標準型箱形 標準型耳掛形 高度難聴用箱形 高度難聴用耳掛形 挿耳形(レディメイド) 挿耳形(オーダーメイド) 骨導型箱形 骨導型眼鏡形	収尿器	男性用 女性用
人工喉頭	笛式 電動式	ストマ用具	蓄便袋 蓄尿袋
車いす	普通型 リクライニング式普通型	歩行補助つえ	つえ 松葉づえ カナディアン・クラッチ ロフストランド・クラッチ 多点杖
		座位保持いす 起立保持具 頭部保持具 排便補助具	身体障害児のみ

日常生活用具給付等事業の概要

1. 事業の概要

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障害者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与するとともに、段差解消等の小規模の住宅改修についてもその経費の一部を補助することにより、日常生活の便宜を図る事業。

2. 対象者 在宅の重度身体障害者、障害児及び知的障害者

3. 実施主体 市町村

4. 申請方法等

市町村役場へ申請し、市町村指定の業者が納品。

5. 費用負担

(1) 公費負担

国 1/2	〔	国 1/2	市及び福祉事務所を設置する町村	1/2	〕
		国 1/2	福祉事務所を設置していない町村	1/4	

(2) 本人負担

本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、給付に要する費用の一部又は全部を徴収。生活保護世帯は無料。

【参考】

1. 創設年度 [身体障害者] 昭和44年度
[障害児及び知的障害者] 昭和47年度

2. 給付根拠 [身体障害者] 身体障害者福祉法第18条第2項
(実施要綱)平成12年3月31日障第267号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知
「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」
[障害児及び知的障害者] 児童福祉法第21条の25第2項
知的障害者福祉法第15条の32第2項
(実施要綱)平成12年3月31日障第268号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知
「重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について」

3. 補助根拠 予算補助

平成15年度 日常生活用具給付等事業 給付種目一覧

	対象障害等	種 目
給付	①下肢又は体幹機能障害等	浴槽（湯沸器含む） 浴槽 湯沸器 便器 手すり（便器に付けた場合） 特殊マット 特殊寝台 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 入浴補助用具 移動用リフト 歩行支援用具 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 訓練いす 訓練用ベッド
	②上肢障害	特殊便器 パーソナルコンピュータ
	③視覚障害	盲人用テーブルコーダー 盲人用時計 触読 音声 点字タイプライター 盲人用電卓 電磁調理器 盲人用体温計（音声式） 点字図書 盲人用体重計 視覚障害者用拡大読書器 歩行時間延長信号機用小型送信機 視覚障害者用活字文書読上げ装置
	④視覚及び聴覚障害	点字ディスプレイ
	⑤聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置 聴覚障害者用通信装置 聴覚障害者用情報受信装置
	⑥両上下肢全廃及び言語機能喪失	重度障害者用意思伝達装置
	⑦音声・言語機能障害又は肢体不自由	携帯用会話補助装置
	⑧呼吸器機能障害	ネブライザー（吸入器） 電気式たん吸引器
	⑨じん臓機能障害	透析液加温器
	⑩在宅酸素療法対象	酸素ポンプ運搬車
	⑪知的障害	頭部保護帽
	⑫共通	火災警報器 自動消火器
貸与	⑬難聴又は外出困難な身体障害	福祉電話
	⑭聴覚又は音声・言語機能障害	ファックス
共同利用	⑮視覚障害	視覚障害者用ワードプロセッサ

情報・コミュニケーション支援

1. 目的・趣旨

- 障害者が自己表現・自己実現を図る上で、情報・コミュニケーション支援は極めて重要である。よって、視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳や盲ろう者通訳の養成・派遣等の情報支援の取組を推進している。

2. 施策の内容

(1) 手話通訳者の養成・派遣等

- 都道府県等を実施主体とする「障害者社会参加総合推進事業」(※1)や市町村を実施主体とする「市町村障害者社会参加促進事業」(※2)のメニュー事業として、手話通訳者の養成、研修及び派遣、点字・声の広報等発行事業などを内容とする「情報支援等事業」を実施。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 情報・コミュニケーションが遮断された重度盲ろう者について、コミュニケーションや移動の支援を行う者を派遣するとともに、必要に応じてコーディネートを行う者を設置する事業を実施。

(※1) 障害者社会参加総合推進事業

障害者が社会の構成員として地域で共に生活できるよう、また、自己実現、自己表現及び社会参加を通じて生活の質的な向上を図ることができるよう、生活訓練・コミュニケーション手段の確保など必要な社会参加促進事業を都道府県レベルで総合的に実施。

(※2) 市町村障害者社会参加促進事業

障害者にとって最も身近な市町村(5万人以上の市又は5万人程度の広域圏)において、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害者の需要に応じた事業を実施することにより、その自立と社会参加を促進。